

21世紀COEプログラム評価要項

平成20年2月4日
21世紀COEプログラム委員会

研究拠点形成費等補助金（以下、「補助金」という。）により実施される21世紀COEプログラム事業の中間・事後評価は、この評価要項により行うものとする。

1. 評価の目的

【中間評価】

補助金による21世紀COEプログラム事業の効果的な実施を図り、その目的が十分達成されるよう、専門家や有識者により補助事業の進捗状況等を確認し、適切な助言を行うとともに、補助金の適正配分（重点的・効率的配分）に資することを目的とする。

【事後評価】

設定された目的に沿って拠点形成計画が効果的に達成されたか、また、中間評価結果による留意事項への対応が適切に行われたかについて評価するとともに、その結果を各拠点に示すことにより、補助事業終了後の研究教育活動の持続的展開及びその水準の向上とさらなる発展に資するため、適切な助言を行うことを目的とする。また、各拠点の活動の成果等を明らかにし、社会に公表することにより、各拠点での研究教育活動が広く国民の理解と支援が得られるよう促進していくことを併せて目的とする。

21世紀COEプログラムは、我が国の大学に世界最高水準の研究教育拠点を学問分野毎に形成し、研究水準の向上と世界をリードする創造的な人材育成を図るため、重点的な支援を行い、もって、国際競争力のある個性輝く大学づくりを推進することを目的とする。

2. 評価の時期

21世紀COEプログラムに採択された各研究教育拠点（以下、「各拠点」という。）の補助事業について、2年経過後に中間評価、補助事業終了後に事後評価、必要に応じてフォローアップを実施する。

3. 評価委員

評価を担当する委員の構成は、次のとおりとする。

- ① 各拠点の選定に係る審査状況、審査経過等を熟知している専門家や有識者
- ② 各拠点の選定に携わっていない者で、専門的観点から高い知見を有する専門家や有識者

4. 評価の実施

補助事業の進捗状況や達成度等の評価を行うに当たり、当該評価の公正さ、信頼性を確保し、実効性のある評価を実施するために、評価項目、評価方法（評価資料、評価過程・手続等）を次のとおりとする。

（1）評価項目

① 運営状況

【中間評価】

- ・学長を中心としたマネジメント体制の下、重点的な支援が行われているか
- ・拠点形成の当初目的に沿って、計画は着実に進展しているか
- ・研究活動において、新たな学術的知見の創出や特筆すべきことがあったか

- ・若手研究者が有為な人材として活躍できるような仕組みを措置し、機能しているか
- ・拠点リーダーを中心とした事業推進担当者相互の有機的な連携が保たれ、活発な研究活動が展開される組織となっているか
- ・国際競争力のある大学づくりに資するための取組みを行っているか
- ・研究経費は効率的・効果的に使用されているか
- ・国内外に向けて積極的な情報発信が行われているか

【事後評価】

- ・学長を中心としたマネジメント体制の下、重点的な支援が行われたか
- ・世界最高水準の研究教育拠点形成計画全体の目的は達成できたか
- ・人材育成面で、具体的にどのような若手研究者が育成され、また、研究教育拠点の形成にどれだけ寄与したか
- ・研究活動面で、新たな分野の創成や学術的知見等があったか
- ・拠点リーダーを中心とした事業推進担当者相互の有機的な連携が図られ、活発な研究活動が展開される組織が構築され、機能したか
- ・国際競争力のある大学づくりに資することができたか
- ・国内外に向けて積極的な情報発信が行われたか
- ・補助金は、効率的・効果的に使用されたか

② 留意事項への対応

【中間評価】

- ・21世紀COEプログラム委員会の審査結果による留意事項への対応を適切に行っているか

【事後評価】

- ・21世紀COEプログラム委員会の審査結果・中間評価結果による留意事項への対応は適切に行われたか

③ 今後の展望

【中間評価】

- ・今後、拠点形成を進める上で改善点を検討し、適切に対応しているか
- ・COEとして、研究を通じた人材育成の評価、国際的評価、国内の関連する学会での評価、産学官連携の視点からの評価、社会貢献等が期待できるか

【事後評価】

- ・補助事業終了後、大学として、世界的な研究教育拠点における研究教育活動を維持していくための具体的な支援を考慮しているか。または、すでに着手しているか。
- ・今後、研究教育活動を持続的に展開していく上での将来展望が示されているか

④ その他

【中間評価】

- ・学内外に対しどのようなインパクト等を与えたか

【事後評価】

- ・世界的な研究教育拠点の形成が、学内外にどのような影響を与えたか

(2) 評価方法

【中間評価】

評価は、分野別審査・評価部会（各年度の評価実施部会は6．評価体制に記載）において書面・合議評価及びヒアリング・合議評価により実施される。（7－1．評価手順を参照）

各審査・評価部会は、評価の重複を避けるよう既に行われた審査結果を活用し、

評価目的や評価対象に応じた適切な方法により、中立・公正かつ効率的・効果的な評価を行う。

【事後評価】

評価は、分野別審査・評価部会（各年度の評価実施部会は6．評価体制に記載）において書面・合議評価及び必要に応じ現地調査・ヒアリング・合議評価により実施される。（7－2．評価手順を参照）

各審査・評価部会は、評価の重複を避けるよう既に行われた中間評価を活用し、評価目的や評価対象に応じた適切な方法により、中立・公正かつ効率的・効果的な評価を行う。

① 書面・合議評価

評価委員は、各拠点について次の評価資料により個別評価を行い、合議により評価を行う。

【中間評価】

- ・ 21世紀COEプログラム中間評価用調書
 - a) 進捗状況報告書(主な発表論文の抜刷を添付)
 - b) 拠点形成計画調書 等
- ・ 審査結果表
- ・ 拠点形成計画調書（審査結果表に基づく修正版）

【事後評価】

- ・ 事業結果報告書（5年間まとめ）(主な発表論文の抜刷を添付)
- ・ 審査結果表及び中間評価結果表
- ・ 拠点形成計画調書（審査結果表に基づく修正版）
- ・ 進捗状況報告書・拠点形成計画調書（中間評価結果表に基づく修正版）

② 合議評価

【中間評価】

各審査・評価部会において、評価委員は上記の評価資料等を基礎にした各拠点の説明に対し、個々の書面評価に基づきヒアリングを行い、その後合議評価をし、拠点形成（補助事業）の今後の進め方や助言等をまとめる。

なお、ヒアリング・合議評価を行った上で、必要に応じ、a)学長同行の再ヒアリング、b)現地調査を実施する。

【事後評価】

各審査・評価部会において、評価委員は上記の評価資料等を基礎にした各拠点の説明に対し、個々の書面評価に基づき合議評価を行い、必要と判断した拠点に対しては現地調査またはヒアリングを実施した上で、総括評価や助言等をまとめる。

③ 評価の決定・了承

【中間評価】

各審査・評価部会は、各拠点の評価結果をまとめ、総合評価部会に報告する。その報告を受け、総合評価部会は、各審査・評価部会等における各拠点の評価結果について全体調整を行い、各拠点の評価結果を決定する。

なお、各審査・評価部会において、当初目的の達成は困難であると判断された拠点については、調整部会が反論等の機会を設けて、当初目的の絞り込みによる計画の大幅な縮小又は中止の必要性等について評価を行う。

総合評価部会は、各拠点の評価結果を21世紀COEプログラム委員会に報告し、了承を得る。

【事後評価】

各審査・評価部会は、各拠点の評価結果をまとめ、総合評価部会に報告する。その報告を受け、総合評価部会は全体調整を行い、評価結果を決定した上で、各拠点に対し事前にその内容を開示する。

各拠点から、開示された評価結果に対して意見の申立てがあった場合には、その申立て内容について、総合評価部会において再度審議を行い、評価結果を決定する。

総合評価部会は、各拠点の評価結果を21世紀COEプログラム委員会に報告し、了承を得る。

5. その他

(1) 評価結果の反映・活用

【中間評価】

21世紀COEプログラム委員会は、了承した各拠点の評価結果を文部科学省に報告し、文部科学省が行う4年次以降の補助金の適正配分（増額、減額又は廃止等）に資する。また、拠点形成の推進に向けて適切な助言を行うために、各拠点に対しこの評価結果を開示する。

【事後評価】

21世紀COEプログラム委員会は、了承した各拠点の事後評価結果を文部科学省に報告するとともに、補助事業終了後の研究教育活動の持続的展開に資するため、各拠点に対し開示する。また、評価終了後、各拠点の活動の成果等と事後評価結果（必要に応じ、拠点からの意見申立ての内容を併せて）を報告書として取りまとめ、広く社会に公開する。

(2) 評価の公開等

- ① 評価に係る審議は非公開とし、その経過は他に漏らさない。
- ② 評価終了後、各拠点の中間・事後評価結果及び進捗状況等をホームページへの掲載等により公開する。

(3) 利害関係者の排除

各拠点と関わりのある次の者（利害関係者）は、評価を行わない。

- ① 大学院等の運営に関与している者（例：学長、副学長、研究科長）
- ② 各拠点のリーダー及び事業推進担当者
- ③ 各拠点のリーダーが所属する組織（例：大学院研究科専攻等）の構成員
- ④ その他、中立・公正に評価を行うことが困難と判断される者

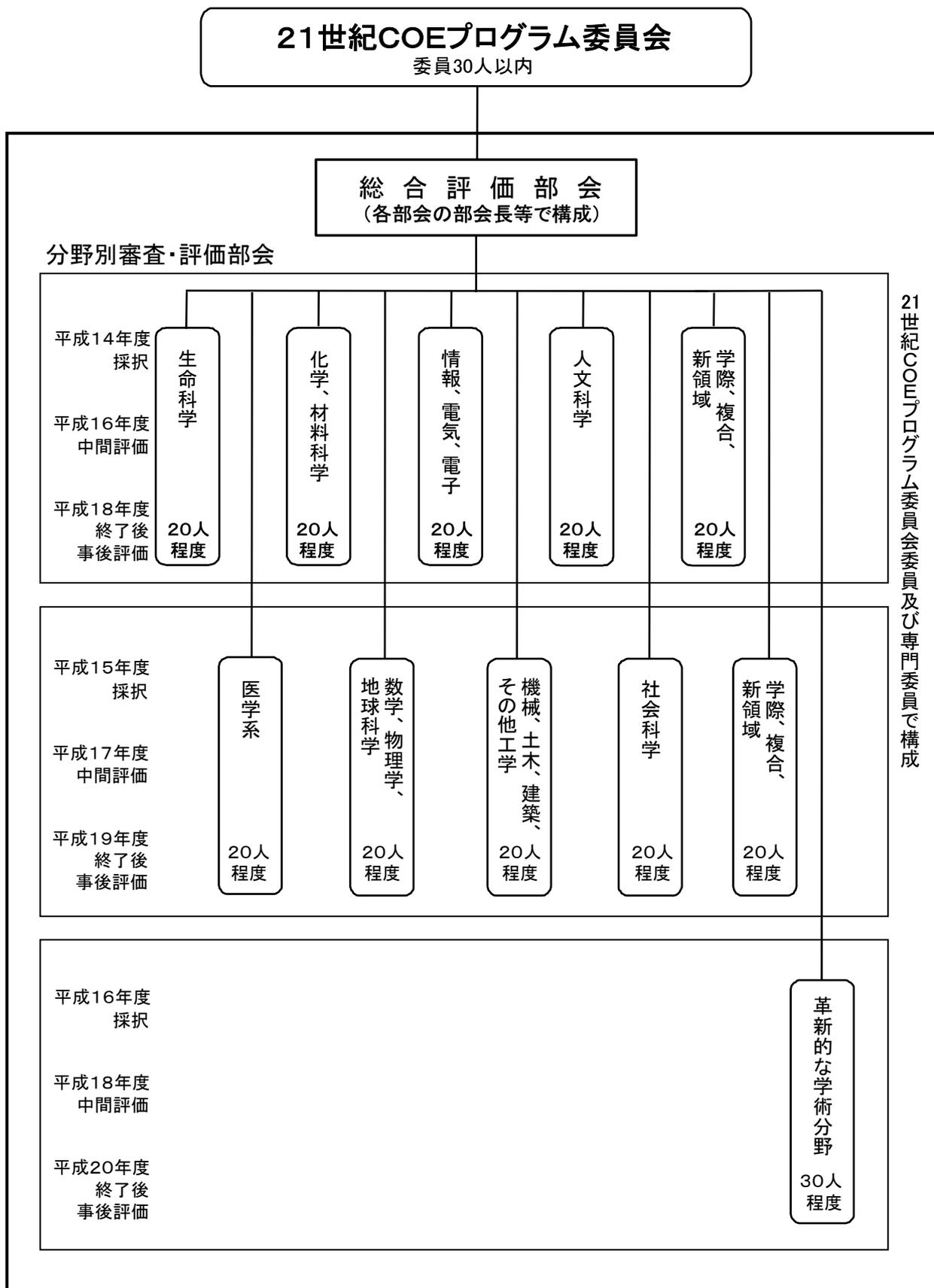
(4) フォローアップ

各審査・評価部会は、中間評価結果を受けての対応状況について、必要に応じ、その状況を確認することができる。

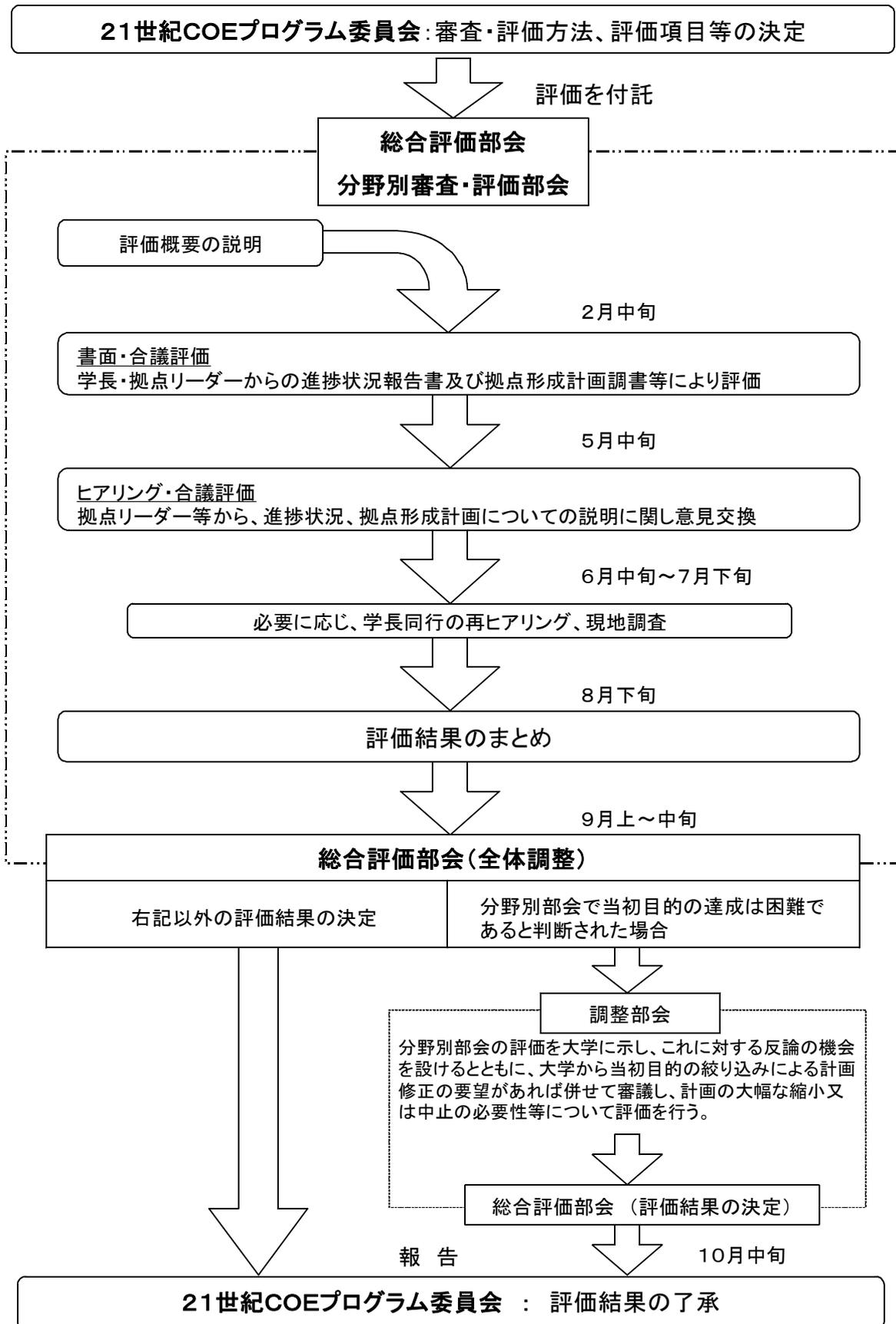
(5) その他

この要項に定めるもののほか、評価の実施に関し必要な事項は別に定める。

6. 評価体制



7-1. 評価手順
《中間評価》



7-2. 評価手順
《事後評価》

